

コミュニティ・スクール(CS)

令和8年1月1日 版



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは…

コミュニティ・スクールは、**学校運営協議会**を設置した公立学校を指します。学校運営協議会では、教育委員会により任命された委員が、**学校運営や運営に必要な支援について協議**を行います。つまり、子ども達のより健やかな成長を育むために、任命されたさまざまな立場の委員が、その立場から見た学校運営について話し合います。

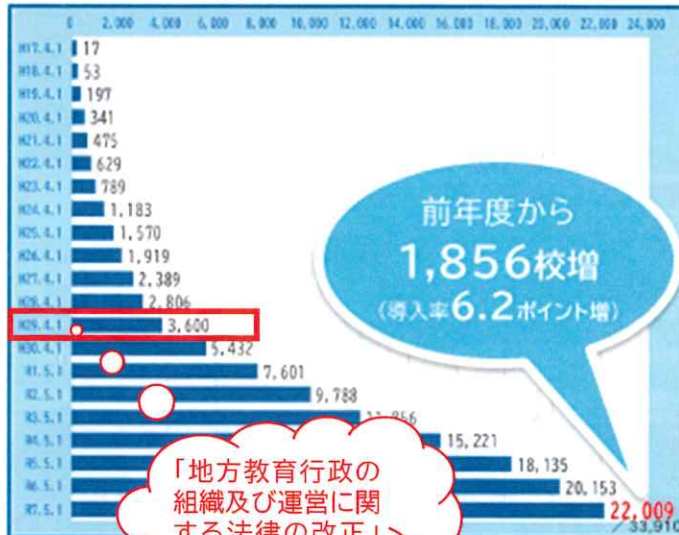
また、この制度により、学校と地域住民等が協力して学校運営に取り組むことで、「地域とともにある学校づくり」が推進され、**学校や地域の特性を生かした特色ある学校づくり**が進展するとともに「学校を核とした地域づくり」が期待されます。

全国の設置状況

令和7年5月1日
文部科学省調査

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**22,009/33,910**校
(学校運営協議会を設置している学校数)
全国の公立学校のうち、**64.9%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



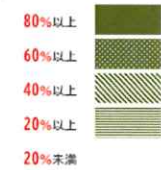
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正」後、急増！

前年度から
1,856校増
(導入率**6.2**ポイント増)

【小中学校の内訳】



都道府県別導入自治体割合



コミュニティ・スクールを導入している自治体数：**1,523**自治体
(42都道府県、16指定都市、1,446市区町村、19学校組合)

全国の自治体のうち、**84.1%**がコミュニティ・スクールを導入 ※自治体とは、公立学校設置者のこと

鹿沼市の状況

令和7年5月1日

令和5年4月より市内全ての小中学校に学校運営協議会が設置されています。「学校」「家庭」「地域」のさらなる連携を深めるため、鹿沼市教育委員会では市内のコミュニティ・スクールに関わる運営や活動を支援しています。

○学校運営協議会の設置数…26協議会(6協議会が複数校で設置、20協議会が単独で設置)

○委員について…人数は5人～15人で、それぞれの学校・地域の実情に応じて選出

保護者 学校支援ボランティア 自治会関係者 子供会・育成会 スポ少関係者 駐在(警察官)
同窓会長 コミュニティセンター職員 民生委員児童委員 元学校評議員 青少年育成市民会議 等

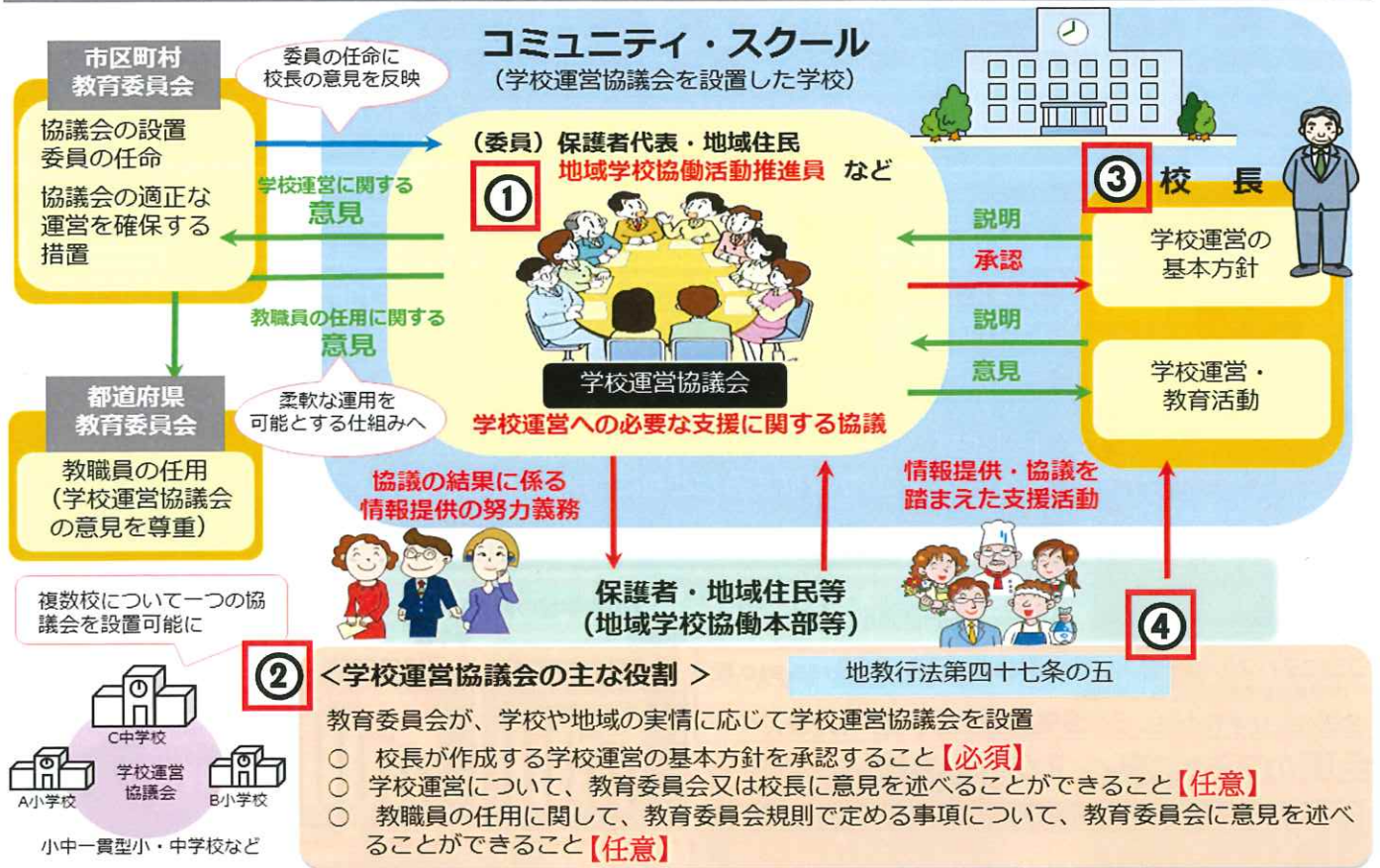
○学校運営協議会の開催状況…年間3回～4回、学校やコミュニティセンター等で開催

○これまでの学校運営協議会での協議内容及び活動等(一例)

「校長の学校運営の基本方針への質問」「学校の課題、地域の課題」「学校に通う子ども達の状況」「学校の環境整備の協力」「教員の働き方の状況とその改革について」「地域行事への関わりについて」

・授業参観 ・児童、生徒、教職員との懇談 ・学校行事(学習発表会、学校祭、入学式卒業式、運動会)参観あるいは参加 ・あいさつ運動への参加 ・除草作業、学校農園への協力

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



上図-①学校運営協議会の委員について

- ・教育委員会によって任命されます。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)
※教育委員会の下部組織である合議制の機関という位置づけです。
- ・身分は地方公共団体の特別職の非常勤公務員です。(地方公務員法)
- ・協議会で知りえた個人情報については、**守秘義務**が課せられます。(鹿沼市の規則)
- ・任期は、1年間で、再任は妨げません。(鹿沼市の規則)



〈任命書の交付〉



〈校長の基本方針の説明〉

学校運営協議会の「委員」
になったけど…
一体何をすればいいの…?



上図-②学校運営協議会の主な役割等について

- ・校長の「学校運営の基本方針」への承認は【必須】であり、学校運営に委員としての責任を持つということになります。つまり、**熟議(熟慮と議論)**した上での承認が必要になります。
- ・教育委員会への意見は、委員個人の意見ではなく学校運営協議会としての意見となりますので、学校を経由した一定の手続きが必要です。
- ・教職員の任用に関しては、学校運営について必要な人材についての意見を述べることであり、任命権者(県教育委員会)の行う採用、昇進、配置換えなど人事に介入することではありません。

上図-③学校運営の基本方針の承認について

学校の運営について最終判断を行うのは校長です。

校長は学校運営を行う上の指針を「**学校運営の基本方針**」として以下のような視点に基づき作成します。

- 学校の子どもたちのようす ○保護者、地域の実情 ○文部科学省が示す学習指導要領
- 今日的な教育課題 ○子どもたちに身に付けさせたい力 ○学校と関係者との連携による教育活動
- 教職員の業務量、健康管理 ○学校施設の状況 ○その他校長が必要と認める事項



〈子どもたちとの意見交換〉



〈グループによる熟議〉



〈教職員との意見交換〉



〈協議会長による議事進行〉



〈授業参観〉

熟議・協議とは、
「よくよく話し合う」
ということですね！



上図-④「学校運営」と「運営への必要な支援」について

社会の急激な変化の中で、学校だけでは解決することが難しい問題(○か×でない判断に迷う事柄…いじめ、不登校、学力向上、防災、総合的な学習の時間の活用方法、その学校独自の課題等)が生じています。学校運営の最終判断とその責任は校長にありますが、地域やそこに住む子どもたちのことをよく知るさまざまな立場の委員の方々には、**学校が抱える問題についての協議**をお願いすることになります。

また、2017(平成29)年の法律(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正では、「学校運営」とともに「**学校運営に必要な支援**」についても協議することが規定されました。

(※鹿沼市内の協議会では、協議だけにとどまらず実働部隊として支援活動を行っている協議会もあります。)



〈熟議のようす〉



〈コミ・スク研修会〉



〈学習発表会の参観〉

「学校づくり」のため、各協議会でさまざまな工夫をしているんだね！



〈参考資料〉

佐藤晴雄『コミュニティ・スクール』

貝ノ瀬滋 鈴木寛『みんなで創ろうコミュニティ・スクール』

文部科学省「コミュニティ・スクールの作り方」

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議「最終まとめ」

鹿沼市教育委員会「ichigo 一笑」に掲載された画像



地域学校協働活動とは、地域と学校がパートナーとなり、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」につながる**さまざまな活動**です。ここでいう地域全体とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、地元企業、各種団体・機関等を指します。

学校運営協議会と
地域学校協働活動
の関係は…？

学校運営協議会は協議の場です。学校運営への必要な支援について協議が行われ、その結果を踏まえて、より円滑かつ効果的な地域学校協働活動が期待されます。文科省は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を進めています。

※平成29年3月に法が改正され、学校運営協議会委員として「**地域学校協働活動推進員**」等の学校運営に資する活動を行う者が追加されました。



さまざまな活動



地域づくり

※さまざまな活動はあくまでも例示としての分類であり、活動の内容により、その位置付けは変動します。



夏まつり



環境整備



防災教室



奈佐原文楽



地区フェスティバル



地域学校協働活動推進員等研修会



まち探検（自然観察）

専門的な
知識・技能



給食ボランティア



ミッションボランティア



放課後子ども教室



手話教室



人と人が「つながる」ことが地域学校協働活動の基本なのかもしれないね！



サマースクール



書道ボランティア

学校支援

〈参考資料〉

文部科学省「地域学校協働活動」
文部科学省「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」
文部科学省「これからの学校と地域」
鹿沼市教育委員会「ichigo一笑」に掲載された画像